

飛騨農林事務所共催及び後援基準

(趣旨)

第1 地域資源の活用や市町村及び国内外の地域との交流など、飛騨地域の振興を図ることを目的として開催される諸行事（以下「事業」という。）に対する飛騨農林事務所の共催及び後援（以下「共催等」という。）についてはこの基準に定めるところによる。

(事業の内容)

第2 共催等の対象となる事業の内容は、次に掲げるものとする。ただし、営利目的とするもの、特定の主義主張の浸透を図る目的を有するもの、その他県行政の運営に支障をきたすものは、共催等の対象とはしないものとする。

- (1) 飛騨地域の活性化を目的としたもの
- (2) 市町村及び国内外の地域と県民の多様な交流が図られるもの
- (3) 岐阜県及び飛騨地域のイメージアップにつながるもの及び広報宣伝活動に効果が期待されるもの
- (4) 飛騨地域の農林業の向上と地域交流を目的としたもの

(主催者の範囲)

第3 主催者が公共団体以外の場合にあっては、飛騨農林事務所長が適当と認めるものに限るものとする。

(申請手続き)

第4 共催等を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書（様式1）を原則として事業開始の1ヶ月前までに飛騨農林事務所に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 事業の主催者及び共催、後援者の名称
- (3) 期日又は期間
- (4) 会場
- (5) 対象及び人員
- (6) 料金を徴収する場合は収支予算書
- (7) 後援等の内容
- (8) その他の必要な事項

(事業終了後の報告)

第5 申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に事業実施報告書（様式2）を飛騨農林事務所あてに提出しなければならない。

(共催等の取消)

第6 申請者が事業を遂行するに当たり、飛騨農林事務所が第2に違反すると認めるとき、その他適当でない行為があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(申請の重複)

第7 申請者より同一事業で岐阜県と飛騨農林事務所に重複して共催等の申請があった場合は、県庁関係課経由の岐阜県共催等のみとし、飛騨農林事務所では共催等を承認しない。

(その他)

第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は飛騨農林事務所長が定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年7月1日から適用する。

